



健康づくりのために

▶ 総合保健福祉センター「カミーリヤ」ID 3561

問 健康推進課 〰920-8611

カミーリヤは、すべての市民が共に支えあい、健康で明るい生活を営むための保健・福祉サービスの拠点施設です。

健康推進課、社会福祉協議会、デイサービスが入っており、レストランや喫茶を営業しているほか、介護予防や生活習慣病予防をサポートするトレーニング室や歩行訓練プール、用途に応じた研修室などがあります。屋外には広場や多目的コート、ウォーキングコース、健康支援のための遊具があります。

また、老人福祉センターを併設しており、大浴場、娯楽室などを備えています。

所在地 岡田3-11-1

開館時間 8時30分～22時(利用時間は部屋ごとに違います)

電話番号 〰920-8000

休館日 主に毎月第3月曜日、年末年始(12月28日～翌年の1月3日)
休館日は、市ホームページで確認できます。

巡回福祉バス

カミーリヤでは、市の公共施設利用者のために、無料の福祉バスを運行しています。コース・時刻など詳しくは問い合わせください。

トレーニング健康測定室・歩行訓練プール

問 トレーニング健康測定室(カミーリヤ内) 〰920-8070

運動に関する専門指導員が常駐し、体力づくりやメタボ解消など一人ひとりに合わせた個別指導やミニレッスンをしています。

対象 18歳以上

利用時間 平日9時～19時
土・日曜日、祝日9時～17時

閉室日 毎週月曜日、年末年始(12月28日～翌年1月4日)

料金 <トレーニング健康測定室> ※2時間
市内在住の人 350円(平日17時以降150円)
市外在住の人 700円(平日17時以降300円)
<歩行訓練用プール> ※1時間
市内在住の人 200円 市外在住の人 400円

健康づくりのサポート

問 健康推進課 〰920-8611

定期的に健康診査を受けましょう

市民の皆さんが健康な生活を送るように、病気の早期発見・早期治療を目的とした各種健康診査を実施しています。自分の健康状態を把握し、より健全な生活を送るためにも、定期的に受診しましょう。

健診ごとに対象者が異なっており、予約が必要なものもありますので、詳しくは「健康づくりパンフレット」をご覧ください。

健康づくりパンフレット

ID 3674

「健康づくりパンフレット」は、毎年1回、「広報ちくしの」3月号と同時に配布している保存版の健康情報紙です。健康診査、予防接種、成人歯科検診などの情報を掲載しています。

「健康づくりパンフレット」は、市ホームページでも公開しています。

健康相談

成人から高齢者に対して、管理栄養士、健康運動指導士、保健師が家庭での栄養、運動、生活上のアドバイスをを行います。

健康教室

健やかで明るく元気に生活できるように、健康づくりを支援する健康教室を開催しています。詳しくは「広報ちくしの」などでお知らせしています。

骨髄等移植ドナー助成事業

ID 3691

骨髄等の移植の推進を図るため、事業所などに勤務する骨髄等の提供者に補助金を交付し、休業による経済的負担を軽減します。

小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業

ID 3692

40歳未満のがん患者の人が住みなれた自宅で自分らしく安心して療養生活を送ることができるよう、在宅介護サービスにかかる利用料の一部に対して、助成金を交付します。

アピアランスケア用品購入費助成事業

ID 28572

がん患者やがん経験者が、がん治療に伴う外見の変化をケアするために購入した医療用ウィッグや補整具などの購入費の一部を助成します。

市ホームページ上部の検索フォームに
記事ID(本文中のID参照)を入力すると、
直接そのページに移動できます。



健康づくりサポーター

問 健康推進課 ☎920-8611

自身の健康づくりと、地域での健康づくりの輪を広げる活動を楽しみながら行っています。

健康づくりサポーター(健康づくり運動サポーター・食生活改善推進員)に興味のある人は、養成講座を行っていますので、詳しくは問い合わせください。

健康づくり運動サポーター

ID 3876

地域の公民館やコミュニティセンターで行われる健康教室やレクリエーションの支援など健康づくり・介護予防を推進する活動をしています。

食生活改善推進員

ID 3689

地域からの依頼に応じて生活習慣病予防の調理実習や食育教室を実施しています。また、カミーリヤフェスティバルにて食育啓発や試食の提供などの活動を行っています。

健康に関する情報発信

問 健康推進課 ☎920-8611

ちくしの運動広場

ID 3892

運動と健康に関する情報を紹介しています。

ちくしの食広場

ID 3818

食と健康に関する情報を紹介しています。

市ホームページ上部の検索フォームに
記事ID(本文中の **ID** **ID** 参照)を入力すると、
直接そのページに移動できます。

高齢者のために

老人クラブ(シニアクラブ)

ID 3698

問 筑紫野市シニアクラブ連合会事務局(カミーリヤ内) ☎926-6001(火・金曜日のみ)

老後の生活を健全で楽しいものにするため、各地域でシニアクラブが教養の向上、健康の管理、レクリエーション、親睦などを目的に活動しています。各クラブの連絡先は問い合わせください。

高齢者運転免許証自主返納等支援事業 ID 21438

問 危機管理課 ☎923-1111

運転免許証を自主的に返納または更新を受けずに失効した70歳以上の市民へ移動支援を行います。

対象者

次のすべてを満たす人

- 令和2年4月1日以降に運転免許証を自主返納または更新を受けず失効した人
- 自主返納(失効)日時点で70歳以上であること
- 自主返納(失効)日かつ申請日時点で市民であること

必要なもの

- ① 申請書(市役所4階危機管理課窓口を設置)
- ② 次の書類のうち、いずれか1つ(原本)
 - 自主返納時に発行された「申請による運転免許の取消通知書」
 - 運転経歴証明書(自主返納をした人のみ)
 - 運転免許経歴証明書
 - 失効した運転免許証
- ③ 本人確認ができるもの(健康保険証など)
※ 代理人による申請の場合、上記に加え委任状、代理人の本人確認ができるもの。

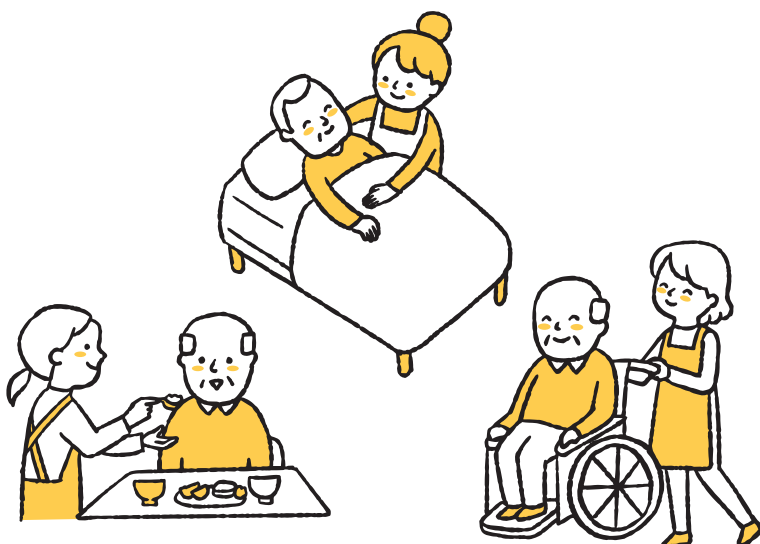
支援品

次の3つから1つ選べます。

- ① コミュニティバス回数券10,050円相当
- ② 御笠自治会バス回数券10,000円相当
- ③ nimoca(交通系ICカード)10,000円相当



種 類	内 容
介護予防・生活支援サービス	要介護認定の結果、要支援1または2の認定を受けた人や、非該当と認定され、かつ基本チェックリストに該当した65歳以上の人は、訪問型サービスや通所型サービスが利用できます。サービス利用には、ケアプランの作成が必要となるため、お住まいの地域包括支援センターに相談ください。
「食」の自立支援事業	調理や買い物が困難な一人暮らしの高齢者や高齢者世帯などに、栄養管理、安否確認を目的とした自宅への配食サービスを行います。配食は夕食のみで、お弁当の料金は自己負担です。
緊急通報装置の貸与	おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者および一人暮らしの重度の身体障がい者などに対し、緊急通報装置などを貸与します。介護保険料で算定する所得段階に応じた費用負担があります。
短期入所(ショートステイ)	介護保険の対象にならない高齢者などが、家族の都合などで一時的に自宅での生活が困難になったとき、原則1週間まで養護老人ホームに入所することができます。
紙おむつ給付	在宅でおおむね65歳以上の人で、おむつを必要とする人に1カ月に一定額分までのおむつを現物給付します。介護認定や課税状況の支給要件があります。
高齢者等住宅改造助成	日常生活の介護を必要とする高齢者などのいる世帯が住宅を改造する場合に、必要な費用の一部を助成します。(所得要件があります)
寝たきり老人等介護手当	自宅で、ねたきりなどの高齢者を常時介護している人に手当てを支給します。支給額は月額2万円で、要介護度や、課税状況などの支給要件があります。
寝具洗濯サービス	寝具の衛生管理が困難なおおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者などに対し、寝具の洗濯、消毒を実施します。
養護老人ホーム	家族や住宅の状況、経済上の理由で、在宅での生活が困難な高齢者について、市が必要な手続き(措置)をとって、自立した生活が送れるよう支援します。介護度の高い人や認知症の人は入所できません。市民税非課税などの要件があります。
御前湯割引サービス	65歳以上の高齢者に、二日市温泉「御前湯」の使用料の割引サービスをしています。サービスを受けたい人は、御前湯で「御前湯利用証」の交付手続きが必要です。利用券購入時に「御前湯利用証」を提示して利用ください。 ※御前湯利用証の手続き時は免許証などの本人確認書類が必要です。
認知症高齢者等事前登録制度	高齢者が認知症などにより行方不明となった場合に、早期に発見し、高齢者の安全やその家族の支援ができるように必要な情報を事前に登録する制度です。 対象は、筑紫野市にお住まいで住民基本台帳に登録があり、自宅で生活していて行方不明になるおそれのある人です。



▶ 地域包括支援センター

ID 2494

問 高齢者支援課高齢者福祉担当 ☎923-1111

高齢者の暮らしにかかわるさまざまな問題に対応する相談窓口です。相談内容に応じて専門職(主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士・認知症地域支援推進員)がそれぞれの専門性を生かし、高齢者の支援へとつなげます。

主な相談内容

- 健康や生活全般、介護に関する悩み
- 要介護認定の申請の方法
- 介護保険サービスの利用の手続き
- 認知症に関すること

相談は無料です。個人情報を守ります。担当エリアの地域包括支援センターへ事前にお電話でご連絡ください。

地域包括支援センター ちくしの荘



所在地 原田462

連絡先 ☎926-2871 FAX926-3532

担当地区 筑紫駅前通、光が丘、美しが丘北、美しが丘南、山家1～9区、原田、城山、筑紫、若江、隈、西小田、馬市、下見一、美咲、岡田、針摺東、石崎、若葉団地、中原団地、天山、柚須原、香園、本道寺、大石、原、西吉木、東吉木、上阿志岐東、上阿志岐西、中阿志岐、下阿志岐、牛島、諸田、常松、永岡、桜台、宮の森、ゴルフ場団地、みかさ台

地域包括支援センター 天拝の園



所在地 立明寺618-1

連絡先 ☎918-5788 FAX918-5803

担当地区 宮田町、曙町、松ヶ浦、紫、天神、東新町、紫ヶ丘、針摺、俗明院、平等寺、山口、萩原、古賀、立明寺、朝倉街道団地、むさしヶ丘

地域包括支援センター むさし



所在地 湯町2-9-2

連絡先 ☎925-2775 FAX924-7681

担当地区 天拝坂、都府楼団地、杉塚、塔原、六反、本町、入舟、京町、中央、栄町、昭和、次田、大坪、大門、鳥居、旭町、東町、湯町、武蔵、上古賀



健康・福祉

介護保険制度

介護保険制度について

ID 3914

問 高齢者支援課 923-1111

介護保険制度とは

この制度は、介護を家族だけでなく社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが受けられることを目的につくられました。

介護保険制度は、市が保険者となって運営します。40歳以上の人が被保険者（加入者）となって保険料を負担し、65歳以上の人と40歳以上65歳未満の人で特定疾病による介護や支援が必要と認定された人が、費用の一部（1～3割）を支払って介護サービスを利用する仕組みです。

介護保険料

40歳から64歳までの人（第2号被保険者）は、加入中の医療保険に介護保険料を上乗せして納めます。65歳以上の人（第1号被保険者）は、原則年金からの天引き（特別徴収）ですが、65歳になった時、転入した場合などは、納付書など（普通徴収）で納めます。

介護保険の保険証

介護保険の65歳以上の被保険者には、医療保険の保険証とは別に、1人に1枚の介護保険の保険証（被保険者証）を交付します。この保険証は、介護保険の被保険者である証明であるとともに、介護サービスを利用するときなどに欠かせないものです。大切に保管しましょう。

要介護認定

ID 2126

問 高齢者支援課 923-1111

申請

介護サービスを受けるためには、まず、その人が介護を必要としている状態（要介護状態）にあるか、またどの程度介護が必要なのかについての認定（要介護認定）を受けなければなりません。

要介護認定を受けるためには、市の窓口申請してください。

申請書が出されると、市の職員または介護支援専門員の資格を持った介護保険認定調査員が自宅などを訪問し、日常生活などを調査する「訪問調査票」を作成します。あわせて、申請した被保険者の主治医が、病気や負傷の症状などをまとめた「意見書」を提出します。それらをもとに介護認定審査会において審査、判定が行われ、認定の結果が出ます。申請から認定の通知までは1カ月から1カ月半ほどかかります。

また、認定は有効期限の60日前から更新することができます。更新の手続きは認定の手続きと同じです。

サービスの計画

要介護・要支援の認定を受けたら、認定結果をもとに居宅介護支援事業者や地域包括支援センターに依頼し、心身の状況に合った介護サービス計画または介護予防サービス計画を作成してもらいます。

施設に入所して利用する介護サービスについては、入所する施設内で介護サービス計画を作成して利用していくことになります。

施設への入所を希望する人は、直接、施設に申し込みください。



健康・福祉

介護サービス

ID 2136

問 高齢者支援課 ☎923-1111

利用者負担は1割、2割または3割です

介護サービスを受けた際に、サービス提供機関に対し、費用の1～3割を自己負担していただきます。また、福祉用具購入費や住宅改修費などいったん全額自己負担しなければならないサービスについては、申請により、支給限度基準額の範囲内で7～9割が市から後日、支給されます。

介護保険で利用できるサービス

在宅サービス

在宅で受けられるサービスです。利用者は介護サービス費用の1～3割を負担すれば受けることができます。

訪問介護
訪問入浴
訪問看護
訪問リハビリテーション
短期入所生活介護
短期入所療養介護
通所介護
通所リハビリテーション
特定施設入居者生活介護
福祉用具貸与
特定福祉用具販売
住宅改修費の支給
居宅療養管理指導

施設サービス

在宅での生活が困難、または在宅復帰に向けてリハビリが必要か、長期療養が必要かで下記の施設サービスを選択します。介護老人福祉施設は原則要介護3以上の人が、それ以外の施設は要介護1以上の人が利用できます。

介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護医療院

地域密着型サービス

事業所が所在する市町村に居住する人が利用できるサービスです。

認知症対応型共同生活介護(要支援2以上の人)
認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(要介護3以上の人)
地域密着型通所介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
☆夜間対応型訪問介護
☆地域密着型特定施設入居者生活介護
☆看護小規模多機能型居宅介護

☆印は筑紫野市では令和6年4月現在対応していません。



心身障がい児(者)のために

ほほえみタウン

問 生活福祉課 923-1111

ほほえみタウン(住所: 岡田3-11-1)は、障がい者の自立と社会参加の促進を図るための「さるびあ学園」をはじめとする、障がい者や高齢者の皆さんのふれあいと自立活動の拠点、また社会参加意欲の向上などを図るための施設です。

手帳

問 生活福祉課 923-1111

身体障害者手帳 ID 2913	身体障がい者(児)に対して、一貫した相談、支援を行うとともに、各種の助成制度を受けやすくするために交付されている手帳です。交付の対象となるのは肢体、視覚、聴覚、言語、平衡機能、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、免疫機能に障がいがある人です。
療育手帳 ID 2912	知的障がい者(児)に対して、一貫した相談、支援を行うとともに、各種の助成制度を受けやすくするために交付されている手帳です。
精神障害者 保健福祉手帳 ID 2911	精神障がい者(児)に対して、一貫した相談、支援を行うとともに、各種の助成制度を受けやすくするために交付されている手帳です。精神疾患(認知症を含む)を原因とした障がいにより長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人が対象です。

医療

問 担当課は下表を参照 923-1111

重度障がい者 医療費の助成 (国保年金課) ID 3016	重度の障がい(①身体障害者手帳の1級、2級・②療育手帳A・③精神障害者福祉手帳の1級・④身体障害者手帳の3級で、かつ療育手帳B1のいずれかに該当する人)の医療費を助成しています。(所得制限があります) 対象者は、下記の本人負担額を支払うことで医療機関を受診することができます。 本人負担額 (いずれも1医療機関ごとに負担) ● 3歳～小学生 通院・入院とも本人負担なし ● 中学生 通院 1月あたり500円(上限) 入院 本人負担なし ● 高校生以上 通院 1月あたり500円(上限) 入院 1日あたり500円 (1月あたり最大10,000円)
自立支援医療 (更生医療) (生活福祉課) ID 2907	18歳以上の身体障がい者が、その障がいの軽減、回復のための医療を必要とする場合、その医療費の一部を補助する制度です。
自立支援医療 (育成医療) (生活福祉課) ID 2906	18歳未満の身体障がい児が、その障がいの軽減・回復のための医療を必要とする場合、その医療費の一部を補助する制度です。
自立支援医療 (精神通院医療) (生活福祉課) ID 2908	精神疾患の治療のため通院している人に対して、その症状の軽減、回復のための医療を受けやすくするため、医療費の一部を補助する制度です。



健康・福祉

▶ 手当・年金

問 担当課は下表を参照 ☎923-1111

特別障害者手当 (生活福祉課) ID 2903	20歳以上の在宅の障がい者で、重度の障がいのため日常生活において常時、特別の介護を要する人に対して支給されます。(所得制限があります)対象者はおおむね重度の障がい者が重複している人で、所定の診断書により認定します。
障害児福祉手当 (生活福祉課) ID 2645	重度の障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の障がい児に支給されます。(所得制限があります)対象者はおおむね重度の障がい児で、所定の診断書により認定します。
特別児童扶養手当 (こども政策課) ID 493308	心身に障がいのある満20歳未満の児童を養育している人に対して支給されます。対象となる児童は、おおむね以下のとおりです。 ①身体障害者手帳1級～2級の障がいを持つ児童(音声言語機能障がい肢体不自由の場合、障がいの内容により3級～4級も該当する場合があります) ②療育手帳A・B(中度)の判定を受けた児童 ③以上の障がいと同程度の障がいを持つと認められる児童(いくつかの障がい者が重なっている場合など) なお、対象児童が障害年金などの支給を受けている場合や、前年の所得が一定の額を超えると支給が停止されます。
重度心身障害者福祉手当 (生活福祉課) ID 2901	在宅の障がい者に対して支給されます。対象となる人は、①身体障害者手帳1級または2級、②療育手帳A、③精神障害者保健福祉手帳1級、④公的年金制度の1級または2級のいずれかの人で、特別障害者手当、障害児福祉手当などの福祉手当を受給していない人です。
腎臓疾患患者福祉給付金 (生活福祉課) ID 2646	就労のため、17時以降に人工透析による治療を受けている人に対して、通院にともなう交通費の一部を助成する制度です。(所得制限があります)対象となるのは、身体障害者手帳を有し、夜間の人工透析による回数が月5回以上の人です。
心身障害者扶養共済制度 (生活福祉課) ID 2923	障がい児(者)の保護者など(加入者)が一定の掛金を納めることにより、保護者が亡くなったり重度障がいになった場合に、障がい児(者)に年金が支給されるものです。
障害基礎年金 (国保年金課) ID 2904	心身に障がいがある人には、障害基礎年金が支給されます。76ページ参照。

▶ 各種サービス

問 生活福祉課 ☎923-1111

福祉タクシー券の交付 ID 26889	在宅の障がい者の外出を支援するため、タクシー料金の一部を助成しています。対象となる人は、身体障害者手帳の1・2級(聴覚障がい、上肢障がいの人は除く)、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級の人であって、病院や福祉施設に入院、入所していない人です。
補装具費の支給 ID 2893	身体障がい者(児)の、失われた部分や損なわれた機能を補う用具購入費と修理費を支給します。用具の種目などによっては支給できない場合がありますので、補装具を購入する前に相談してください。
日常生活用具購入費の助成 ID 2892	重度の身体障がい者(児)の日常生活の利便性を向上させることを目的とした用具の購入費を支給します。用具の種目などによっては支給できない場合がありますので、日常生活用具を購入する前に相談してください。
軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成 ID 2919	18歳未満の身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入費の一部を助成します。用具の種目などによっては助成できない場合がありますので、購入する前に相談してください。
声の広報 ID 17140	目の不自由な人にも市の情報をお知らせするため、「広報ちくしの」や「議会だより」の記事をCDに録音した「声のたより」を発行しています。
意思疎通支援	市役所での各種申請手続きや相談などにおける意思疎通のための手話通訳者を生活福祉課に配置しています。病院受診、官公庁での相談や手続きなどにおける意思疎通のための手話通訳者の派遣を行います。
医療的ケア児等在宅レスパイト事業 ID 2870	在宅の医療的ケア児等の看護や介護を行う家族の負担軽減のため、医療保険の適用外となる訪問看護のレスパイト利用に係る費用の一部を助成します。
居宅介護(ホームヘルプ)	ヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者などで常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護などの外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。



健康・福祉

重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅 介護など複数のサービスを包括的に 行います。
児童発達支援など	障がい児に、日常生活における基本 的な動作の指導、集団生活への適 応訓練などを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合など に、短期間、夜間も含め施設で、 入浴、排せつ、食事の介護などを行 います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、 医療機関で機能訓練、療養上の管 理、看護、介護および日常生活の 世話をします。
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間、 入浴、排せつ、食事の介護などを 行うとともに、創作的活動や生産 活動の機会を提供します。
施設入所支援 (障がい者支援施設 での夜間ケアなど)	施設に入所する人に、夜間や休日、 入浴、排せつ、食事の介護などを 行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活が できるよう、一定期間、身体機能 または生活能力の向上のために必 要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	自立訓練(生活訓練)の対象者のう ち、日中、一般就労や障がい福祉 サービスを利用している人などに、 一定期間居住の場を提供し、生活 能力向上のための訓練を行います。

就労移行支援	企業などへの就労を希望する人に、 一定期間、就労に必要な知識およ び能力の向上のために必要な訓 練を行います。
就労継続支援 (雇用型、非雇用型)	企業などでの就労が困難な人に、 働く場を提供するとともに、知 識および能力の向上のために必 要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援などを利用し、一般 就労に移行した障がい者の就労 の継続を図るため、企業、事業 所、家族などとの連絡調整を行 い、就労に伴い生じる生活上の 問題に関する相談、指導、助言 などの支援を一定の期間にわた り行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住 居で、相談や日常生活上の援助 を行います。
自立生活援助	単身で生活する人が自立した日 常生活を営むため、訪問や相談 対応などを通して、必要な情 報の提供、助言、関係機関との 連絡調整などを行います。
日中一時支援	日中に施設で排せつ、食事の介 護などを行います。
移動支援	障がい者(児)が円滑に外出でき るよう、ヘルパーが移動を支 援します。
地域活動支援 センター	創作的活動または生産活動の機 会の提供、社会との交流などを 行う施設です。



市ホームページ上部の検索フォームに
記事ID(本文中の **ID** **ID** 参照)を入力すると、
直接そのページに移動できます。